

医政発 0401 第 2 号
令和 7 年 4 月 1 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療法施行令の一部を改正する政令等の施行について

今般、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うため、医療法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 56 号。以下「改正政令」という。）により、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）の一部を改正することとしました。

また、かかりつけ医機能報告（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 18 の 4 第 1 項の規定に基づいて行われる報告をいう。）に係る所要の規定の整備等を行うため、医療法施行規則等の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 32 号。以下「改正省令」という。）により、医療法施行規則（昭和 23 年厚生労働省令第 50 号）等の一部を改正することとしました。

さらに、平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）等の一部を改正する告示（令和 7 年厚生労働省告示第 104 号。以下「改正告示」という。）により、平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）等の一部を改正することとしました。

あわせて、医療法第三十条の十八の四第一項に規定するかかりつけ医機能報告対象病院等の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第八に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの（令和 7 年厚生労働省告示第 105 号。以下「報告事項告示」という。）を制定することと

しました。

改正政令については、別添 1 のとおり令和 7 年 3 月 14 日付けで、改正省令、改正告示及び報告事項告示については、別添 2～4 のとおり同月 31 日付けでそれぞれ公布され、本日から施行されたところです。

各改正の内容は添付資料のとおりですので、貴職におかれましては、内容について御了知いただくとともに、管下の医療機関や関係団体に周知をお願いいたします。

○添付資料

- ・別添 1 官報（医療法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 56 号））
- ・別添 2 官報（医療法施行規則等の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 32 号））
- ・別添 3 官報（平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）等の一部を改正する告示（令和 7 年厚生労働省告示第 104 号））
- ・別添 4 官報（医療法第三十条の十八の四第一項に規定するかかりつけ医療機能報告対象病院等の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第八に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの（令和 7 年厚生労働省告示第 105 号））
- ・参考 1 概要・新旧対照条文（医療法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 56 号））
- ・参考 2 概要（医療法施行規則等の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 32 号））
- ・参考 3 概要（平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）等の一部を改正する告示（令和 7 年厚生労働省告示第 104 号））
- ・参考 4 概要（医療法第三十条の十八の四第一項に規定するかかりつけ医療機能報告対象病院等の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第八に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの（令和 7 年厚生労働省告示第 105 号））

医療法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年三月十四日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第五十六号

医療法施行令の一部を改正する政令

内閣は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第三項中「第三十条の十八の四第二項及び第四項」を「第三十条の十八の五第二項及び第六項」に改める。

附 則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 福岡 資麿
内閣総理大臣 石破 茂

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正)
第七條 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和六年厚生労働省令第七十四号)の一部を次の表のように改正する。

改	正	後
附 則		
(施行期日)		
1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。		
一 第二条の規定 令和七年十月一日		
二 (略)		
附 則		
(施行期日)		
1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。		
一 第二条の規定 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第百四号) 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日		
二 (略)		

附 則
この省令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第六条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第三十二号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三十一号)の一部の施行に伴い、並びに医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第六条の三第一項、第六条の四の二第一項、第十六条の二第一項、第三十条の三の二、第三十条の四第十二項、第三十条の十八の四第一項から第四項まで、同条第七項において準用する第三十条の十三第四項及び第三十条の十八の五第三項の規定に基づき、医療法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

医療法施行規則等の一部を改正する省令

(医療法施行規則の一部改正)

第一条 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改	正	後
目次		
第一章〰第四章の二の二 (略)		
第四章の二の三 地域における病床の機能の分化及び連携の推進(第三十条の三十三の二の五―第三十条の三十三の十三)		
第四章の二の四 地域における外来医療に係る医療提供体制の確保(第三十条の三十三の十四―第三十条の三十三の二十)		
第四章の三 医療従事者の確保等に関する施策等(第三十条の三十三の二十一―第三十条の三十三の二十五)		
第五章〰第七章 (略)		
附 則		
第一条の八 (略)		
第一条の八の二 法第六条の四の二に規定する厚生労働省令で定める場合は、同条に規定する病院又は診療所の管理者が当該病院又は診療所において、法第三十条の十八の四第一項に規定する継続的な医療を要する者(以下この条及び別表第八において単に「継続的な医療を要する者」という。)に対して在宅医療を提供する場合その他外来医療を提供する場合であつて、おおむね四月以上継続して医療を提供することが見込まれる場合とする。		
改	正	前
目次		
第一章〰第四章の二の二 (略)		
第四章の二の三 地域における病床の機能の分化及び連携の推進(第三十条の三十三の二の五―第三十条の三十三の十四)		
(新設)		
第四章の三 医療従事者の確保等に関する施策等(第三十条の三十三の十五―第三十条の三十三の十九)		
第五章〰第七章 (略)		
附 則		
第一条の八 (略)		
(新設)		

2 法第六条の四の二に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のいずれかに掲げるものとする。

一 法第六条の四の二に規定する病院又は診療所の管理者の使用に係る電子計算機と継続的な医療を要する者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 法第六条の四の二に規定する病院又は診療所の管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて継続的な医療を要する者又はその家族の閲覧に供し、当該継続的な医療を要する者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

三 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

四 書面を交付する方法

3 法第六条の四の二第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 継続的な医療を要する者に対して提供する医療に係る法第三十条の十八の四第一項第一号に規定する機能並びに同項第二号に規定する機能及び当該機能の確保に係る同項第三号に規定する事項

二 病院又は診療所の管理者が継続的な医療を要する者への適切な医療の提供のために必要と判断する事項

第一条の八の三 妊婦又は産婦（以下この条から第一条の八の五まで及び第十五条の三において「妊婦等」という。）の助産を担当する助産師は、法第六条の四の二第一項の規定により、助産所の管理者（出張のみによつてその業務に従事する助産師にあつては当該助産師。次条及び第一条の八の五において同じ。）が当該妊婦等の助産を行うことを約したときに、当該妊婦等又はその家族に対し同項に規定する書面を交付して適切な説明を行わなければならない。

2 (略)

第一条の八の四・第一条の八の五 (略)

第九条の十六 地域医療支援病院の管理者は、次に掲げるところにより、法第十六条の二第一項第一号から第六号に掲げる事項を行わなければならない。

一・二 (略)

三 地域におけるかかりつけ医機能（法第六条の三第一項に規定するかかりつけ医機能をいう。別表第一及び別表第八において同じ。）の確保のための研修その他の地域の医療従事者の資質の向上を図るために、これらの者に対する生涯教育その他の研修を適切に行わせること。

四・六 (略)

(厚生労働大臣による情報提供の求め)

第三十条の二十七の二 厚生労働大臣は、法第三十条の三の二第二項又は第二項の規定により、法第三十条の十三第一項に規定する病床機能報告対象病院等の開設者若しくは管理者又は法第三十条の十八の二第二項に規定する外来機能報告対象病院等（第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十三において「外来機能報告対象病院等」という。）若しくは法第三十条の十三の十三の三第一項に規定する無床診療所（第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の十三の六第二項又は第三十条の三十三の十一第二項に規定する受託者（以下これらをこの条において「受託者」という。）を経由して、第三十条の三十三の六第二項若しくは第三十条の三十三の十一第二項に規定するファイル等に記録する方法又は第三十条の三十三の六第三項若しくは第三十条の三十三の十一第三項に規定するレセプト情報による方法により受託者に報告された情報の提供を求めるものとする。

2 法第六条の四の二に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のいずれかに掲げるものとする。

一 法第六条の四の二に規定する病院又は診療所の管理者の使用に係る電子計算機と継続的な医療を要する者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 法第六条の四の二に規定する病院又は診療所の管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて継続的な医療を要する者又はその家族の閲覧に供し、当該継続的な医療を要する者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

三 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

四 書面を交付する方法

3 法第六条の四の二第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 継続的な医療を要する者に対して提供する医療に係る法第三十条の十八の四第一項第一号に規定する機能並びに同項第二号に規定する機能及び当該機能の確保に係る同項第三号に規定する事項

二 病院又は診療所の管理者が継続的な医療を要する者への適切な医療の提供のために必要と判断する事項

第一条の八の二 妊婦又は産婦（以下この条から第一条の八の四まで及び第十五条の三において「妊婦等」という。）の助産を担当する助産師は、法第六条の四の二第一項の規定により、助産所の管理者（出張のみによつてその業務に従事する助産師にあつては当該助産師。次条及び第一条の八の四において同じ。）が当該妊婦等の助産を行うことを約したときに、当該妊婦等又はその家族に対し同項に規定する書面を交付して適切な説明を行わなければならない。

2 (略)

第一条の八の三・第一条の八の四 (略)

第九条の十六 地域医療支援病院の管理者は、次に掲げるところにより、法第十六条の二第一項第一号から第六号に掲げる事項を行わなければならない。

一・二 (略)

三 地域の医療従事者の資質の向上を図るために、これらの者に対する生涯教育その他の研修を適切に行わせること。

四・六 (略)

(厚生労働大臣による情報提供の求め)

第三十条の二十七の二 厚生労働大臣は、法第三十条の三の二の規定により、法第三十条の十三第一項に規定する病床機能報告対象病院等の開設者若しくは管理者又は法第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等（第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十三の三第一項に規定する無床診療所（第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の六第二項又は第三十条の三十三の十一第二項に規定する受託者（以下これらをこの条において「受託者」という。）を経由して、第三十条の三十三の六第二項若しくは第三十条の三十三の十一第二項に規定するファイル等に記録する方法又は第三十条の三十三の六第三項若しくは第三十条の三十三の十一第三項に規定するレセプト情報による方法により受託者に報告された情報の提供を求めるものとする。

2 | 厚生労働大臣は、法第三十条の三の二第三項の規定により、法第三十条の十八の四第一項に規定するかかりつけ医機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、都道府県知事を経由して、第三十条の三十三の十五第三項に規定する方法により都道府県知事に報告された情報の提供を求めるものとする。

第三十条の三十二の三 法第三十条の四第十二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 法第三十条の四第十二項の規定による申請（以下この条において単に「申請」という。）が、医療計画（当該申請を行った参加法人等（法第七十条第一項に規定する参加法人等をいう。以下この条及び第六章において同じ。）を社員とする法第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人（以下単に「地域医療連携推進法人」という。）が定款において定める法第七十条第一項に規定する医療連携推進区域（以下単に「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県が法第三十条の四第十八項の規定により公示したものをいう。）において定める同条第二項第七号に規定する地域医療構想（第三十条の三十三の二十四において単に「地域医療構想」という。）の達成を推進するために必要なものであること。

二 四 （略）

（法第三十条の十八の二第一項第三号及び法第三十条の十八の三第一項第三号の厚生労働省令で定める事項）

第三十条の三十三の十三 （略）

第四章の二の四 地域における外来医療に係る医療提供体制の確保

第三十条の三十三の十四 （略）

（かかりつけ医機能報告）

第三十条の三十三の十五 法第三十条の十八の四第一項に規定する厚生労働省令で定める病院又は診療所は、次に掲げるもの以外の病院又は診療所（以下「かかりつけ医機能報告対象病院等」という。）とする。

一 特定機能病院

二 歯科医療のみを行う病院又は診療所

三 刑事施設、少年院若しくは少年鑑別所又は入国者収容所若しくは地方出入国在留管理局の中に設けられた病院又は診療所

四 皇室用財産である病院又は診療所

2 | 法第三十条の十八の四第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 慢性の疾患を有する高齢者

二 障害者

三 障害児

四 医療的ケア児

五 難病患者

六 前各号に掲げる者のほか継続的な医療を要する者

3 | 法第三十条の十八の四第一項の規定による都道府県知事への報告（以下「かかりつけ医機能報告」という。）は、当該都道府県知事が定める方法により、別表第八第二の項、第四の項及び第六の項に掲げる事項について、一年に一回、一月一日から三月三十一日までの間に行うものとする。

（新設）

第三十条の三十二の三 法第三十条の四第十二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 法第三十条の四第十二項の規定による申請（以下この条において単に「申請」という。）が、医療計画（当該申請を行った参加法人等（法第七十条第一項に規定する参加法人等をいう。以下この条及び第六章において同じ。）を社員とする法第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人（以下単に「地域医療連携推進法人」という。）が定款において定める法第七十条第一項に規定する医療連携推進区域（以下単に「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県が法第三十条の四第十八項の規定により公示したものをいう。）において定める同条第二項第七号に規定する地域医療構想（第三十条の三十三の十八において単に「地域医療構想」という。）の達成を推進するために必要なものであること。

二 四 （略）

（法第三十条の十八の二第一項第三号及び法第三十条の十八の三第一項第三号の厚生労働省令で定める事項）

第三十条の三十三の十三 （略）

（新設）

第三十条の三十三の十四 （略）

（新設）

4 法第三十条の十八の四第一項第一号に規定する厚生労働省令で定めるもの、同項第二号に規定する厚生労働省令で定めるもの、同項第三号の厚生労働省令で定める相互の連携及び同項第四号の厚生労働省令で定める事項は別表第八のとおりとする。

(都道府県知事による確認)

第三十条の三十三の十六 法第三十条の十八の四第二項及び第四項に規定する厚生労働省令で定める要件は、同条第一項第二号イからニまでに掲げる機能ごとに、別表第八第三の項各号に掲げる機能の確保に係る体制を有することとする。

2 法第三十条の十八の四第二項に規定する確認は、同条第一項第二号イからニまでに掲げる機能ごとに、かかりつけ医機能報告により報告された別表第八第四の項各号に掲げる事項を確認することにより行うものとする。

(都道府県知事による確認結果の公表)

第三十条の三十三の十七 都道府県知事は、法第三十条の十八の四第三項の規定により、前条第二項に規定する確認を行った結果についてインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(報告事項の変更の報告)

第三十条の三十三の十八 法第三十条の十八の四第四項の規定による報告は、第三十条の三十三の十五第三項に規定する方法により、速やかに行うものとする。

(かかりつけ医機能報告の公表)

第三十条の三十三の十九 都道府県知事は、法第三十条の十八の四第七項において準用する法第三十条の十三第四項の規定により、法第三十条の十八の四第一項及び第四項の規定により報告された事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(法第三十条の十八の五第三項の厚生労働省令で定める事項)

第三十条の三十三の二十 法第三十条の十八の五第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、在宅医療、介護サービスその他医療と密接に関連するサービスを提供する事業者との連携その他医療と密接に関連するサービスに関するものとして、都道府県が関係する市町村の参加が必要であると認めるものとする。

第四章の三 (略)

第三十条の三十三の二十一 第三十条の三十三の二十五 (略)

別表第一 (第一条の二の二関係)

第一 管理、運営及びサービス等に関する事項

一・二 (略)

三 院内サービス等

イ 共通事項 (1)については助産所を除く。

(1) (3) (略)

(4) 車椅子、杖等利用者に対するサービス内容として厚生労働大臣が定めるもの

(5) (略)

ロ・二 (略)

四 (略)

第二 提供サービスや医療連携体制に関する事項

一 診療内容、提供保健・医療・介護サービス

イ 病院

(1) (14) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第四章の三 (略)

第三十条の三十三の十五 第三十条の三十三の十九 (略)

別表第一 (第一条の二の二関係)

第一 管理、運営及びサービス等に関する事項

一・二 (略)

三 院内サービス等

イ 共通事項 (1)については助産所を除く。

(1) (3) (略)

(4) 車椅子等利用者に対するサービス内容として厚生労働大臣が定めるもの

(5) (略)

ロ・二 (略)

四 (略)

第二 提供サービスや医療連携体制に関する事項

一 診療内容、提供保健・医療・介護サービス

イ 病院

(1) (14) (略)

	(15) 地域医療連携体制 (i)・(ii) (略) (iii) (略)
	(16) (略)
	□ 診療所 (1)・(14) (略)
	(15) 地域医療連携体制 (i) (略) (ii) (略) (iii) (略)
	ハ・二 (略)
	第三 (略)
	第四 かかりつけ医機能に関する事項（かかりつけ医機能報告対象病院等に限る。） 別表第八第 二の項、第四の項及び第六の項（同項第五号に掲げる事項を除く。）に掲げる事項
	第五 (略)
	別表第七（第三十条の三十関係） (略)
	別表第八（第三十条の三十三の十五関係）
	第一 法第三十条の十八の四第一項第一号に規定する厚生労働省令で定めるもの 病院又は診療 所が有する、継続的な医療を要する者に対する発症頻度が高い疾患に係る診療を行うとともに、 当該継続的な医療を要する者に対する日常的な診療において、当該継続的な医療を要する者の 生活状況を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、また、当該病院又は診療所が有する専門 性を超えるため適切な診療及び保健指導を行うことができない場合には、地域の医師、医療機 関その他の関係者の協力を得て解決方法を提示する機能
	第二 法第三十条の十八の四第一項第一号に規定する機能の有無及びその内容に関する事項 一 第一に規定する機能の有無及び次号から第六号までに掲げる事項の院内掲示による公表の 有無
	二 かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無
	三 医療従事者のうち厚生労働大臣が定めるものの有無
	四 厚生労働大臣が定める診療領域ごとの一次診療の対応の有無
	五 一次診療において対応することができる疾患等として厚生労働大臣が定めるもの
	六 医療に関する患者からの相談（継続的な医療を要する者への継続的な相談を含む。）に応じ ることができること
	七 医療従事者のうち厚生労働大臣が定めるものの人員数
	八 情報基盤として厚生労働大臣が定めるものを活用する体制の有無
	九 情報基盤として厚生労働大臣が定めるものを活用した服薬の一元的な管理の実施状況
	第三 法第三十条の十八の四第一項第二号に規定する厚生労働省令で定めるもの
	一 法第三十条の十八の四第一項第二号イに規定する機能 通常の診療時間以外の時間に診療 を行う機能（他の病院又は診療所と相互に連携して確保する場合を含む。）

	(15) 地域医療連携体制 (i)・(ii) (略) (iii) 身近な地域における日常的な医療の提供や健康管理に関する相談等を行う医療機関 の機能として厚生労働大臣が定めるもの（以下「かかりつけ医機能」という。） (iv) (略)
	(16) (略)
	□ 診療所 (1)・(14) (略)
	(15) 地域医療連携体制 (i) (略) (ii) かかりつけ医機能 (iii) (略)
	ハ・二 (略)
	第三 (略)
	第三 (新設)
	第四 (略)
	別表第七（第三十条の三十関係） (略)
	(新設)

- 二 法第三十条の十八の四第一項第二号ロに規定する機能 在宅患者の病状が急変した場合に入院させるための病床を確保し、地域における退院支援に関する取決めを行うとともに、地域連携クリティカルパスへ参加し、また、入院中の患者について、退院後の在宅医療を担当する医師等との情報の共有並びに当該医師等による退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を行う機能
- 三 法第三十条の十八の四第一項第二号ハに規定する機能 在宅医療を提供する機能（他の病院又は診療所と相互に連携して確保する場合を含む。）
- 四 法第三十条の十八の四第一項第二号ニに規定する機能 介護サービスその他医療と密接に関連するサービスを提供する事業者と連携して医療を提供する機能
- 第四 法第三十条の十八の四第一項第二号に規定する機能の有無及びその内容に関する事項
- 一 法第三十条の十八の四第一項第二号イに規定する機能に関する事項（イについては、他の病院又は診療所と相互に連携して確保する場合を含む。）
- イ 通常の診療時間以外の時間に診療を行う体制の確保状況
- ロ 通常の診療時間以外の時間の対応に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況
- 二 法第三十条の十八の四第一項第二号ロに規定する機能に関する事項（イについては、他の病院又は診療所と相互に連携して確保する場合を含む。）
- イ 在宅患者の病状が急変した場合に入院させるための病床の確保状況
- ロ 入院時の情報共有に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況
- ハ 地域における退院支援に関する取決め又は地域連携クリティカルパスへの参加状況
- ニ 退院時の情報共有又は共同での指導に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況
- ホ 特定機能病院、地域医療支援病院又は紹介受診重点医療機関から紹介状により紹介を受けた外来患者の数
- 三 法第三十条の十八の四第一項第二号ハに規定する機能に関する事項（イについては、他の病院又は診療所と相互に連携して確保する場合を含む。）
- イ 在宅医療を提供する体制の確保状況
- ロ 訪問診療、往診又は訪問看護に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況
- ハ 訪問看護サービスの提供に際する指示に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況
- ニ 在宅における看取りに係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況
- 四 法第三十条の十八の四第一項第二号ニに規定する機能に関する事項
- イ 介護サービスその他医療と密接に関連するサービスを提供する事業者と連携して医療を提供する体制の確保状況
- ロ 介護保険法第七条第五項に規定する介護支援専門員その他の医療と密接に関連するサービスを提供する者への情報の共有又は共同で指導を行った場合に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況

第二條 保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正 （保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）の一部を次の表のように改正する。			（傍線部分は改正部分）		
第五條 （一部負担金等の受領） 2 （略） 3 保険医療機関のうち、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七條第二項第五号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）を有する同法第四條第一項に規定する地域医療支援病院（一般病床の数が二百未満であるものを除く。）、同法第四條の二第一項に規定する特定機能病院及び同法第三十條の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等（同法第三十條の十八の四第一項第二号の規定に基づき、同法第三十條の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が二百未満であるものを除く。）であるものは、法第七十條第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。 一・二 （略）			ハ 介護保険法第八條第二十五項に規定する介護保険施設その他の医療と密接に関連するサービスを提供する施設における医療の提供状況及びこれに係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況 ニ 地域の介護事業者及び医療機関その他の関係者とのネットワークへの参加又はその活用状況 ホ 患者が望む人生の最終段階における医療の提供等に係る適切な意思決定支援の実施状況 五 第一号イ、第二号イ又は第三号イに掲げる体制又は病床の確保を他の病院又は診療所と連携して行うときは、当該病院又は診療所の名称及びその連携の内容 第五 法第三十條の十八の四第一項第三号に規定する同項第二号の機能を確保するために行う相互の連携に関する事項 一 法第三十條の十八の四第一項第二号イに掲げる機能を確保するために、当該かかりつけ医療機能報告対象病院等が単独で体制を確保した上で行う、地域の患者に対する通常の診療時間以外の時間における外来医療の提供に係る複数の医療機関による交代での医療の提供又は休日夜間急患センターへの参加その他の通常の診療時間以外の時間に診療を行う体制を確保するための他の病院又は診療所との連携 二 法第三十條の十八の四第一項第二号ロに掲げる機能を確保するために行う、在宅患者の病状が急変した場合に入院させるための病床を確保するための他の病院又は診療所との連携 三 法第三十條の十八の四第一項第二号ハに掲げる機能を確保するために、当該かかりつけ医療機能報告対象病院等が単独で体制を確保した上で行う、在宅医療を提供する体制を確保するための他の病院又は診療所との連携 第六 法第三十條の十八の四第一項第四号に規定する機能に関する事項 一 健康診査の実施状況 二 予防接種の実施状況 三 学校医の業務、産業医の業務又は警察の活動への協力その他の地域活動の実施状況 四 大学の医学部において医学を専攻する学生若しくは臨床研修を受ける医師に対する教育又は医師の再教育その他の教育活動の実施状況 五 法第三十條の十八の四第一項第一号又は第二号の機能を担う意向の有無（当該機能を有しない場合に限る。）		
第五條 （一部負担金等の受領） 2 （略） 3 保険医療機関のうち、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七條第二項第五号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）を有する同法第四條第一項に規定する地域医療支援病院（一般病床の数が二百未満であるものを除く。）、同法第四條の二第一項に規定する特定機能病院及び同法第三十條の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等（同法第三十條の十八の四第一項第二号の規定に基づき、同法第三十條の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が二百未満であるものを除く。）であるものは、法第七十條第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。 一・二 （略）			改正前		

(保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部を改正する省令の一部改正)
第三条 保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部を改正する省令(令和四年厚生労働省令第三十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
附 則 (経過措置) 第二条 (略) 3 第二条の規定による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則(以下この項において「新療担規則」という。)第五条第三項の規定により、同項各号に掲げる措置を講ずることを要する保険医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の十八の五の第一項第二号の規定に基づき、同法第三十条の十八の二の第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が新たに公表したものに限る。)において、新療担規則第五条第三項第二号に掲げる措置を講ずることが困難であることについて正当な理由がある場合は、同項の規定にかかわらず、当該公表があつた日から起算して六月を経過する日までの間は、同号に掲げる措置を講ずることを要しない。	附 則 (経過措置) 第二条 (略) 3 第二条の規定による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則(以下この項において「新療担規則」という。)第五条第三項の規定により、同項各号に掲げる措置を講ずることを要する保険医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の十八の四の第一項第二号の規定に基づき、同法第三十条の十八の二の第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が新たに公表したものに限る。)において、新療担規則第五条第三項第二号に掲げる措置を講ずることが困難であることについて正当な理由がある場合は、同項の規定にかかわらず、当該公表があつた日から起算して六月を経過する日までの間は、同号に掲げる措置を講ずることを要しない。

附 則
この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十三号

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第二十二号)及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和六年政令第三百六号)の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 福岡 資麿

令和七年三月三十一日

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 医薬品 医療機器等の品質 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(旅費の額) 第百三十二条の三 令第四十一条の五第二項の旅費(同条第一項第一号に規定する法第二十三条の十六第二項第七号の職員に係るものに限る。)の額に相当する額(第百三十二条の五第三項において「職員旅費相当額」という。)は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)の規定により計算した旅費の額とする。 2 令第四十一条の五第二項の旅費(同条第一項第一号に規定する法第二十三条の十六第五項の規定により機構に同条第二項第七号の検査を行わせる場合における機構の職員に係るものに限る。)の額に相当する額(第百三十二条の五第四項において「機構職員旅費相当額」という。)は、旅費法の規定の例により計算した旅費の額とする。 3 (略) (在勤官署の所在地) 第百三十二条の四 令第四十一条の五第二項の旅費(同条第一項第一号に規定するものに限る。)の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。)を計算する場合において、法第二十三条の十六第二項第七号の検査のため、当該検査に係る事務所の所在地に出張する職員の旅費法第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番二号とする。	(旅費の額) 第百三十二条の三 令第四十一条の五第二項の旅費(同条第一項第一号に規定する法第二十三条の十六第二項第七号の職員に係るものに限る。)の額に相当する額(第百三十二条の五第四項において「職員旅費相当額」という。)は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)の規定により計算した旅費の額とする。 2 令第四十一条の五第二項の旅費(同条第一項第一号に規定する法第二十三条の十六第五項の規定により機構に同条第二項第七号の検査を行わせる場合における機構の職員に係るものに限る。)の額に相当する額(第百三十二条の五第五項において「機構職員旅費相当額」という。)は、旅費法の規定の例により計算した旅費の額とする。 3 (略) (在勤官署の所在地) 第百三十二条の四 令第四十一条の五第二項の旅費(同条第一項第一号に規定するものに限る。)の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。)を計算する場合において、法第二十三条の十六第二項第七号の検査のため、当該検査に係る事務所の所在地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番二号とする。

○厚生労働省告示第百四十号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一の規定に基づき、平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）等の一部を改正する告示

（平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）の一部改正）

第一条 平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前			
第三条 規則別表第一の項第三号イ(3)に規定する厚生労働大臣の定めるサービス内容は、次のとおりとする。 一 意思疎通の対応 二 文字による対応 三・四 （略） 五 外来受診時における配慮 六 障害者及びその家族向けの相談窓口の設置 七 障害に関する職員研修の実施				第三条 規則別表第一の項第三号イ(3)に規定する厚生労働大臣の定めるサービス内容は、次のとおりとする。 一 手話による対応 二 施設内の情報の表示 三・四 （略） 五 点字による表示 （新設） （新設）			
第四条 規則別表第一の項第三号イ(4)に規定する厚生労働大臣の定めるサービス内容は、次のとおりとする。 一 施設及び敷地のバリアフリー化の実施 （削る） 二 バリアフリートイレの設置				第四条 規則別表第一の項第三号イ(4)に規定する厚生労働大臣の定めるサービス内容は、次のとおりとする。 一 施設のバリアフリー化の実施 二 車椅子等利用者用駐車施設の有無 三 多機能トイレの設置 （新設）			
第十一条 規則別表第一第二の項第一号イ(4)、ロ(4)及びハ(2)に規定する厚生労働大臣の定める疾患又は治療内容は、次のとおりとする。 一 皮膚・形成外科領域 イ・ワ （略） 二・三 （略） 四 眼領域 イ・リ （略） ヌ ロービジョンケア 五・十五 （略）				第十一条 規則別表第一第二の項第一号イ(4)、ロ(4)及びハ(2)に規定する厚生労働大臣の定める疾患又は治療内容は、次のとおりとする。 一 皮膚・形成外科領域 イ・ワ （略） 二・三 （略） 四 眼領域 イ・リ （略） （新設） 五・十五 （略）			

十六 筋・骨格系及び外傷領域

イゝタ (略)

レ 脊髄損傷の治療

十七 二十五 (略)

二十六 その他

イゝハ (略)

ト 性別不合

第十三条 規則別表第一第二の項第一号イ(1)及びロ(1)に規定する厚生労働大臣の定める予防接種は、次のとおりとする。

一 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びHib感染症の五種混合の予防接種

二 十六 (略)

十七 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の予防接種

十八 二十四 (略)

二十五 带状疱疹の予防接種

第十四条 規則別表第一第二の項第一号イ(2)、ロ(2)及びハ(7)に規定する厚生労働大臣の定める対応は、次のとおりとする。ただし、歯科診療所については、第一号イからハまで、又、タ、ソ、ツ及びノからケまで、第二号イ、ヨ及びタ、第三号イ、ヘ、ル及びカ並びに第四号イからホまでに掲げるものに限る。

一 在宅医療

イゝ二 (略)

ホ 医療的ケア児その他の継続的な医療を要すると認められる児童への定期的な訪問診療

ヘゝケ (略)

二 (略)

三 診療内容

イゝカ (略)

ヨ 精神科領域の在宅患者訪問診療

四 他の施設との連携

イゝホ (略)

ハ 障害福祉サービス事業者との連携

第十五条 規則別表第一第二の項第一号イ(3)及びロ(3)に規定する厚生労働大臣の定める介護サービスは、次のとおりとする。

一 施設サービス

イ・ロ (略)

(削る)

ハ (略)

二 八 (略)

十六 筋・骨格系及び外傷領域

イゝタ (略)

(新設)

十七 二十五 (略)

二十六 その他

イゝハ (略)

(新設)

第十三条 規則別表第一第二の項第一号イ(9)及びロ(9)に規定する厚生労働大臣の定める予防接種は、次のとおりとする。

一 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の四種混合の予防接種

二 十六 (略)

(新設)

(新設)

十七 二十三 (略)

(新設)

第十四条 規則別表第一第二の項第一号イ(10)、ロ(10)及びハ(5)に規定する厚生労働大臣の定める対応は、次のとおりとする。ただし、歯科診療所については、第一号イからハまで、リ、ヨ、レ、ソ及びキからマまで、第二号イ、ヨ及びタ、第三号イ、ヘ、ル及びカ並びに第四号イからホまでに掲げるものに限る。

一 在宅医療

イゝ二 (略)

(新設)

ホゝマ (略)

二 (略)

三 診療内容

イゝカ (略)

(新設)

四 他の施設との連携

イゝホ (略)

(新設)

ハ 介護療養施設サービス

二 八 (略)

(略)

二 八 (略)

(削る)	
第十七条、第十九条 (略)	
第二十条 規則別表第一第五の項に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。	
一・二 (略)	
(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部改正)	
第二条 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準 (昭和五十八年厚生省告示第十四号) の一部を次の表のように改正する。	
(傍線部分は改正部分)	
改 正 後	
(一部負担金の受領等)	
第五条 (略)	
2 (略)	
3 保険医療機関のうち、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第五号に規定する一般病床(以下「一般病床」という。)を有する同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院(一般病床の数が二百未満であるものを除く。)、同法第四条の二第一項に規定する特定機能病院及び同法第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等(同法第三十条の十八の五第一項第二号の規定に基づき、同法第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が二百未満であるものを除く。)であるものは、健康保険法第七十条第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。	
4 (略)	
一・二 (略)	
改 正 前	
(一部負担金の受領等)	
第五条 (略)	
2 (略)	
3 保険医療機関のうち、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第五号に規定する一般病床(以下「一般病床」という。)を有する同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院(一般病床の数が二百未満であるものを除く。)、同法第四条の二第一項に規定する特定機能病院及び同法第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等(同法第三十条の十八の四第一項第二号の規定に基づき、同法第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が二百未満であるものを除く。)であるものは、健康保険法第七十条第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。	
4 (略)	
一・二 (略)	
第十七条 規則別表第一第二の項第一号イ⑬iiiに規定する厚生労働大臣が定める身近な地域における日常的な医療の提供や健康管理に関する相談等を行う医療機関の機能は、次のとおりとする。ただし、病院については、第五号に掲げるものを除く。	
一 日常的な医学管理及び重症化予防	
二 地域の医療機関等との連携	
三 在宅療養支援、介護等との連携	
四 適切かつ分かりやすい情報の提供	
五 地域包括診療加算の届出	
六 地域包括診療料の届出	
七 小児かかりつけ診療料の届出	
八 機能強化加算の届出	
第十八条、第二十条 (略)	
第二十一条 規則別表第一第四の項に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。	
一・二 (略)	

(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等及び担当に関する基準等の一部を改正する告示の一部改正)

第三条 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等及び担当に関する基準等の一部を改正する告示(令和四年厚生労働省告示第五十二号)の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
附 則 (経過措置)			附 則 (経過措置)		
2 第二条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（以下この項において「新療担基準」という。）第五条第三項の規定により、同項各号に掲げる措置を講ずることを要する保険医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十八の五第一項第二号の規定に基づき、同法第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が新たに公表したものに限る。）において、新療担基準第五条第三項第二号に掲げる措置を講ずることが困難であることについて正当な理由がある場合は、同項の規定にかかわらず、当該公表があった日から起算して六月を経過する日までの間は、同号に掲げる措置を講ずることを要しない。			2 第二条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（以下この項において「新療担基準」という。）第五条第三項の規定により、同項各号に掲げる措置を講ずることを要する保険医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十八の四第一項第二号の規定に基づき、同法第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が新たに公表したものに限る。）において、新療担基準第五条第三項第二号に掲げる措置を講ずることが困難であることについて正当な理由がある場合は、同項の規定にかかわらず、当該公表があった日から起算して六月を経過する日までの間は、同号に掲げる措置を講ずることを要しない。		

(診療報酬の算定方法の一部改正)
第四条 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の一部を次の表のように改正する。

改	正	後
別表第一 医科診療報酬点数表 【目次】 (略) 第 1 章 基本診療料 第 1 部 初・再診療 通則 (略) 第 1 節 初診料 区分 A 0 0 0 初診料 注 1 (略)	改	正 前 (傍線部分は改正部分)
別表第一 医科診療報酬点数表 【目次】 (略) 第 1 章 基本診療料 第 1 部 初・再診療 通則 (略) 第 1 節 初診料 区分 A 0 0 0 初診料 注 1 (略)	2 病院である保険医療機関(特定機能病院(医療法(昭和23年法律第205号)第4条の2第1項に規定する特定機能病院をいう。以下この表において同じ。)、地域医療支援病院(同法第4条第1項に規定する地域医療支援病院をいう。以下この表において同じ。)(同法第7条第2項第5号に規定する一般病床(以下「一般病床」という。)の数が200未満であるものを除く。))及び外来機能報告対象病院等(同法第30条の18の2第1項に規定する外来機能報告対象病院等をいう。以下この表において同じ。)(同法第30条の18の5第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限	2 病院である保険医療機関(特定機能病院(医療法(昭和23年法律第205号)第4条の2第1項に規定する特定機能病院をいう。以下この表において同じ。)、地域医療支援病院(同法第4条第1項に規定する地域医療支援病院をいう。以下この表において同じ。)(同法第7条第2項第5号に規定する一般病床(以下「一般病床」という。)の数が200未満であるものを除く。))及び外来機能報告対象病院等(同法第30条の18の2第1項に規定する外来機能報告対象病院等をいう。以下この表において同じ。)(同法第30条の18の4第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限

り、一般病床の数が200未満であるものを除く。)に限る。)であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して初診を行った場合には、注1本文の規定にかかわらず、216点(注1のただし書に規定する場合には、188点)を算定する。 3 病院である保険医療機関(許可病床(医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床をいう。以下この表において同じ。)の数が400床以上である病院(特定機能病院、地域医療支援病院、外来機能報告対象病院等(同法第30条の18の5第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限る。))及び一般病床の数が200未満であるものを除く。)に限る。)であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して初診を行った場合には、注1本文の規定にかかわらず、216点(注1のただし書に規定する場合には、188点)を算定する。		り、一般病床の数が200未満であるものを除く。)に限る。)であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して初診を行った場合には、注1本文の規定にかかわらず、216点(注1のただし書に規定する場合には、188点)を算定する。 3 病院である保険医療機関(許可病床(医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床をいう。以下この表において同じ。)の数が400床以上である病院(特定機能病院、地域医療支援病院、外来機能報告対象病院等(同法第30条の18の4第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限る。))及び一般病床の数が200未満であるものを除く。)に限る。)であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して初診を行った場合には、注1本文の規定にかかわらず、216点(注1のただし書に規定する場合には、188点)を算定する。	
区分	区分		
A001 (略)	A001 (略)		
A002 外来診療料	A002 外来診療料		
注1 (略)	注1 (略)		
2 病院である保険医療機関(特定機能病院、地域医療支援病院及び外来機能報告対象病院等(医療法第30条の18の5第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限る。))であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して再診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、56点を算定する。	2 病院である保険医療機関(特定機能病院、地域医療支援病院及び外来機能報告対象病院等(医療法第30条の18の4第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限る。))であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して再診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、56点を算定する。		
3 病院である保険医療機関(許可病床数が400床以上である病院(特定機能病院、地域医療支援病院及び外来機能報告対象病院等(医療法第30条の18の5第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限る。))であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して再診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、56点を算定する。	3 病院である保険医療機関(許可病床数が400床以上である病院(特定機能病院、地域医療支援病院及び外来機能報告対象病院等(医療法第30条の18の4第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限る。))であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して再診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、56点を算定する。		
4～11 (略)	4～11 (略)		
A003 (略)	A003 (略)		

第 2 部 入院料等	
通則	
(略)	
第 1 節 (略)	
第 2 節 入院基本料等加算	
区分	
A 2 0 0 ～ A 2 0 4 － 2 (略)	
A 2 0 4 － 3 紹介受診重点医療機関入院診療加算 (入院初日)	800点
注 外来機能報告対象病院等 (医療法第30条の18の 5 第 1 項第 2 号の規定に基づき、同法第30条の18の 2 第 1 項第 1 号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が200未満であるものを除く。)である保険医療機関に入院している患者 (第 1 節の入院基本料 (特別入院基本料等を除く。))のうち、紹介受診重点医療機関入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、入院初日に限り所定点数に加算する。この場合において、区分番号 A 204 に掲げる地域医療支援病院入院診療加算は別に算定できない。	
A 2 0 5 ～ A 2 5 3 (略)	
第 3 節・第 4 節 (略)	
第 2 章 特掲診療料	
第 1 部 医学管理等	
通則	
(略)	
第 1 節 医学管理料等	
区分	
B 0 0 0 ～ B 0 1 0 － 2 (略)	
B 0 1 1 連携強化診療情報提供料	150点
注 1 (略)	
2 注 1 に該当しない場合であって、注 1 に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす外来機能報告対象病院等 (医療法第30条の18の 5 第 1 項第 2 号の規定に基づき、同法第30条の18の 2 第 1 項第 1 号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所として都道府県が公表したものに限る。)である保険医療機関において、他の保険医療機関 (許可病床の数が200未満の病院又は診療所に限る。)から紹介された患者について、当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、	

第 2 部 入院料等	
通則	
(略)	
第 1 節 (略)	
第 2 節 入院基本料等加算	
区分	
A 2 0 0 ～ A 2 0 4 － 2 (略)	
A 2 0 4 － 3 紹介受診重点医療機関入院診療加算 (入院初日)	800点
注 外来機能報告対象病院等 (医療法第30条の18の 4 第 1 項第 2 号の規定に基づき、同法第30条の18の 2 第 1 項第 1 号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が200未満であるものを除く。)である保険医療機関に入院している患者 (第 1 節の入院基本料 (特別入院基本料等を除く。))のうち、紹介受診重点医療機関入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、入院初日に限り所定点数に加算する。この場合において、区分番号 A 204 に掲げる地域医療支援病院入院診療加算は別に算定できない。	
A 2 0 5 ～ A 2 5 3 (略)	
第 3 節・第 4 節 (略)	
第 2 章 特掲診療料	
第 1 部 医学管理等	
通則	
(略)	
第 1 節 医学管理料等	
区分	
B 0 0 0 ～ B 0 1 0 － 2 (略)	
B 0 1 1 連携強化診療情報提供料	150点
注 1 (略)	
2 注 1 に該当しない場合であって、注 1 に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす外来機能報告対象病院等 (医療法第30条の18の 4 第 1 項第 2 号の規定に基づき、同法第30条の18の 2 第 1 項第 1 号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所として都道府県が公表したものに限る。)である保険医療機関において、他の保険医療機関 (許可病床の数が200未満の病院又は診療所に限る。)から紹介された患者について、当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、	

診療状況を示す文書を提供した場合（区分番号 A 000 に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該保険医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りではない。）に、提供する保険医療機関ごとに患者 1 人につき月 1 回に限り算定する。	
B 0 1 1－2～B 0 1 8（略）	
第 2 節・第 3 節（略）	
第 2 部～第 14 部（略）	
第 3 章・第 4 章（略）	
別表第二	
歯科診療報酬点数表	
[目次]	
(略)	
第 1 章（略）	
第 2 章 特掲診療料	
第 1 部 医学管理等	
区分	
B 0 0 0～B 0 1 1（略）	150点
B 0 1 1－2 連携強化診療情報提供料	
注 1（略）	
2	注 1 に該当しない場合であって、注 1 に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす外来機能報告対象病院等（医療法第 30 条の 18 の 5 第 1 項第 2 号の規定に基づき、同法第 30 条の 18 の 2 第 1 項第 1 号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所として都道府県が公表したものに限る。）である保険医療機関において、他の保険医療機関（許可病床の数が 200 未満の病院又は診療所に限る。）から紹介された患者について、当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合（区分番号 A 000 に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該保険医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りではない。）に、提供する保険医療機関ごとに患者 1 人につき月 1 回に限り算定する。
3・4（略）	
B 0 1 1－3～B 0 1 8（略）	
第 2 部～第 15 部（略）	

診療状況を示す文書を提供した場合（区分番号 A 000 に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該保険医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りではない。）に、提供する保険医療機関ごとに患者 1 人につき月 1 回に限り算定する。	
B 0 1 1－2～B 0 1 8（略）	
第 2 節・第 3 節（略）	
第 2 部～第 14 部（略）	
第 3 章・第 4 章（略）	
別表第二	
歯科診療報酬点数表	
[目次]	
(略)	
第 1 章（略）	
第 2 章 特掲診療料	
第 1 部 医学管理等	
区分	
B 0 0 0～B 0 1 1（略）	150点
B 0 1 1－2 連携強化診療情報提供料	
注 1（略）	
2	注 1 に該当しない場合であって、注 1 に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす外来機能報告対象病院等（医療法第 30 条の 18 の 4 第 1 項第 2 号の規定に基づき、同法第 30 条の 18 の 2 第 1 項第 1 号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所として都道府県が公表したものに限る。）である保険医療機関において、他の保険医療機関（許可病床の数が 200 未満の病院又は診療所に限る。）から紹介された患者について、当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合（区分番号 A 000 に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該保険医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りではない。）に、提供する保険医療機関ごとに患者 1 人につき月 1 回に限り算定する。
3・4（略）	
B 0 1 1－3～B 0 1 8（略）	
第 2 部～第 15 部（略）	

○厚生労働省告示第百五十号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第八の規定に基づき、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十八の四第一項に規定するかかりつけ医機能報告対象病院等の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第八に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるものを次のように定め、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

第一条 医療法施行規則（以下「規則」という。）別表第八第二の項第三号に規定する厚生労働大臣が定める医療従事者は、総合診療専門医とする。

第二条 規則別表第八第二の項第四号に規定する厚生労働大臣が定める診療領域は、次のとおりとする。

- 一 皮膚・形成外科領域
- 二 神経・脳血管領域
- 三 精神科・神経科領域
- 四 眼領域
- 五 耳鼻咽喉領域
- 六 呼吸器領域
- 七 消化器系領域
- 八 肝・胆道・膵臓領域
- 九 循環器系領域
- 十 腎・泌尿器系領域
- 十一 産科領域
- 十二 婦人科領域
- 十三 乳腺領域
- 十四 内分泌・代謝・栄養領域
- 十五 血液・免疫系領域
- 十六 筋・骨格系及び外傷領域
- 十七 小児領域

第三条 規則別表第八第二の項第五号に規定する厚生労働大臣の定める疾患等は、次のとおりとする。

- 一 貧血
- 二 糖尿病
- 三 脂質異常症
- 四 統合失調症
- 五 鬱病、そう鬱病その他の気分障害
- 六 不安、ストレスその他の神経症
- 七 睡眠障害
- 八 認知症
- 九 片頭痛その他の頭痛
- 十 脳梗塞
- 十一 末梢神経障害
- 十二 結膜炎、角膜炎又は涙腺炎
- 十三 白内障

十四 緑内障

十五 近視、遠視、老視その他の屈折及び調節の異常

十六 中耳炎又は外耳炎

十七 難聴

十八 高血圧症

十九 狭心症

二十 不整脈

二十一 心不全

二十二 喘息又は慢性閉塞性肺疾患

二十三 感冒

二十四 アレルギー性鼻炎

二十五 下痢又は胃腸炎

二十六 便秘

二十七 肝硬変、ウイルス性肝炎又はその他の慢性肝炎

二十八 皮膚疾患

二十九 関節リウマチ又は脱臼その他の関節症

三十 骨粗鬆症

三十一 腰痛

三十二 頸腕症候群

三十三 外傷

三十四 骨折

三十五 前立腺肥大症

三十六 慢性腎臓病

三十七 更年期障害

三十八 乳房の疾患

三十九 正常妊娠及び産褥の管理

四十 がん

四十一 前各号に掲げるものの以外でかかりつけ医機能報告対象病院等の管理者が一次診療を行うことができる疾患等として報告することが適当であると判断するもの

第四条 規則別表第八第二の項第七号に規定する厚生労働大臣が定める医療従事者は、医師並びに外来医療を担う看護師、在宅医療を担う看護師及び専門看護師、認定看護師及び特定行為研修修了看護師とする。

第五条 規則別表第八第二の項第八号及び第九号に規定する厚生労働大臣が定める情報基盤は、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（平成二十六年厚生労働省告示第三百五十四号）第一第二の項第一（4）に規定する全国医療情報プラットフォームとする。

第六条 規則別表第八第四の項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める社会保険診療報酬は、次のとおりとする。

- 一 時間外対応加算
- 二 時間外加算又は時間外特例医療機関加算
- 三 深夜加算
- 四 休日加算
- 五 夜間・早朝等加算

第七條 規則別表第八第四の項第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める社会保険診療報酬は、入院支援加算とする。

第八條 規則別表第八第四の項第二号ニに規定する厚生労働大臣が定める社会保険診療報酬は、次のとおりとする。

- 一 開放型病院共同指導料（Ⅰ・Ⅱ）
- 二 退院時共同指導料Ⅰ・Ⅱ
- 三 地域連携診療計画加算
- 四 介護支援等連携指導料

第九條 規則別表第八第四の項第三号ロに規定する厚生労働大臣が定める社会保険診療報酬は、次のとおりとする。

- 一 在宅患者訪問診療料（Ⅰ） 1・2
- 二 乳幼児加算
- 三 在宅患者訪問診療料（Ⅱ）
- 四 在宅時医学総合管理料
- 五 往診料
- 六 夜間、深夜、休日及び緊急往診加算

○厚生労働省告示第六六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第九条第三項の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額（平成二十一年厚生労働省告示第五百三十二号）の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。			中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。		
(略)			(略)		
基準永住帰国日が令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間にある者			(略)		
基準永住帰国日が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間にある者			一三、〇〇〇円		

(略)			(略)		
基準永住帰国日が令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間にある者			(略)		
(新設)					

○厚生労働省告示第七七号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第八十四号）第十条第二項の規定に基づき、国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を次のように定め、令和七年四月一日から適用することとしたので、同項の規定に基づき告示する。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

医療法施行令の一部を改正する政令について（概要）

厚生労働省医政局総務課

1. 改正の趣旨

- 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、条項ずれの整備を行う。

2. 改正の概要

- 改正法第 8 条による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号）において、今後、慢性の疾患を含む複数の疾患を有し、医療と介護の複合ニーズを有することも多い高齢者の増加に対応するため、身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能の確保を目的とする報告制度等の規定が整備され、令和 7 年 4 月 1 日から施行される。

これに伴い、改正法第 8 条による改正前の医療法第 30 条の 18 の 4 について、第 3 項及び第 4 項が 2 項ずつ繰り下げられるとともに、同条が第 30 条の 18 の 5 に移動したことから、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）について所要の規定の整理を行う。

3. 根拠条項

- 医療法第 6 条

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和 7 年 3 月 14 日
- 施行期日：令和 7 年 4 月 1 日

医療法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第三条（略） 2 刑事施設、少年院若しくは少年鑑別所又は入国者収容所若しくは地方出入国在留管理局の中に設けられた病院又は診療所については、法第六条の三、第七条第五項、第十四条の二第一項第一号及び第二号、第三十条の十二第一項、第三十条の十三第一項、第三十条の十四第二項、第三十条の十六第二項、第三十条の十八の二第一項並びに第三十条の十八の五第二項及び第六項の規定は、適用しない。 3 皇室用財産である病院又は診療所については、法第七条第五項、第三十条の十二第一項、第三十条の十三第一項、第三十条の十四第二項、第三十条の十六第二項、第三十条の十八の二第一項並びに第三十条の十八の五第二項及び第六項の規定は、適用しない。 4 （略）	第三条（略） 2 刑事施設、少年院若しくは少年鑑別所又は入国者収容所若しくは地方出入国在留管理局の中に設けられた病院又は診療所については、法第六条の三、第七条第五項、第十四条の二第一項第一号及び第二号、第三十条の十二第一項、第三十条の十三第一項、第三十条の十四第二項、第三十条の十六第二項、第三十条の十八の二第一項並びに第三十条の十八の四第二項及び第四項の規定は、適用しない。 3 皇室用財産である病院又は診療所については、法第七条第五項、第三十条の十二第一項、第三十条の十三第一項、第三十条の十四第二項、第三十条の十六第二項、第三十条の十八の二第一項並びに第三十条の十八の四第二項及び第四項の規定は、適用しない。 4 （略）

医療法施行規則等の一部を改正する省令について（概要）

厚生労働省医政局総務課

1 改正の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）第 8 条による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「改正後医療法」という。）において、今後、慢性の疾患を含む複数の疾患を有し、医療と介護の複合ニーズを有することも多い高齢者の増加に対応するため、身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能（かかりつけ医機能）の確保を目的とする報告制度等の規定が整備され、令和 7 年 4 月 1 日から施行される。

これに伴い、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）等について所要の規定の整備を行う。

2 改正の概要

【1】かかりつけ医機能に係る所要の規定の整備

(1) 患者に対する説明

- i) 改正後医療法第 6 条の 4 の 2 の規定による説明については、自院において、継続的な医療を要する者に対して在宅医療や外来医療を提供する場合であって、おおむね四月以上継続的に医療の提供が見込まれる場合に、
 - ・電子メールにより送信し、患者又はその家族の使用するパソコン等に備えられたファイルに ii) に掲げる情報を記録する方法
 - ・インターネットにより患者又はその家族の閲覧に供し、患者又はその家族の使用するパソコン等に備えられたファイルに ii) に掲げる情報を記録する方法
 - ・ii) に掲げる情報を記載した書面を交付する方法
 - ・ii) に掲げる情報を記録した磁気ディスクを交付する方法のいずれかの方法によって、当該患者又はその家族への適切な説明を行うよう努めるものとする。
- ii) 患者へ説明する事項について、
 - ・当該患者に対して提供する医療に係る改正後医療法第 30 条の 18 の 4 第 1 項第 1 号に規定する機能並びに同項第 2 号に規定する機能及び同項第 3 号に規定する病院又は診療所の名称及びその連携の内容
 - ・改正後医療法第 6 条の 4 の 2 に規定する病院又は診療所の管理者が患者への適切な医療の提供のために必要と判断する事項を規定することとする。

(2) 地域医療支援病院によるかかりつけ医機能確保のための研修

- 地域医療支援病院は地域の医療従事者の資質向上のための研修を実施することとさ

れているところ、当該研修に地域におけるかかりつけ医機能の確保のための内容が含まれることを明確化する。

(3) かかりつけ医機能の確保に関する基本的な事項に関する厚生労働大臣による情報の求め

- 厚生労働大臣は、改正後医療法第6条の3第1項に規定するかかりつけ医機能の確保に関する基本的な事項について、医療提供体制の確保を図るための基本的な方針を定め、又は変更するために必要と認めるときは、かかりつけ医機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、(4) iii) の都道府県知事が定める方法により、都道府県へ報告した情報の提供を求めるものとする。

(4) かかりつけ医機能報告の報告方法等

i) 改正後医療法第30条の18の4第1項に規定するかかりつけ医機能報告対象病院等は、以下を除く病院及び診療所とする。

- ・ 特定機能病院
- ・ 歯科医業のみを行う病院又は診療所
- ・ 刑事施設、少年院若しくは少年鑑別所又は入国者収容所若しくは地方出入国在留管理局の中に設けられた病院又は診療所
- ・ 皇室用財産である病院又は診療所

ii) また、同項に規定する慢性の疾患を有する高齢者その他の継続的な医療を要する者として、以下の者を規定する。

- ・ 慢性の疾患を有する高齢者
- ・ 障害者
- ・ 障害児
- ・ 医療的ケア児
- ・ 難病患者
- ・ 上記に掲げる者のほか継続的な医療を要する者

iii) また、同項の規定による都道府県知事への報告（以下「かかりつけ医機能報告」という。）における報告事項等を別表に定め、都道府県知事が定める方法により、1年に1回、1月1日から3月31日までの3ヶ月間に報告を行うものとする。

iv) iii) の別表においては、以下の事項を定める。

① 改正後医療法第30条の18の4第1項第1号に規定する機能

病院又は診療所が有する、継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療を行うとともに、当該者に対する日常的な診療において、当該者の生活状況を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、また、当該病院又は診療所が有する専門性を超えるため適切な診療及び保健指導を行うことができない場合には、地域の医師、医療機関その他の関係者の協力を得て解決方法を提示する機能

② 改正後医療法第30条の18の4第1項第1号に規定する機能の有無及びその内容に関する事項

- 一 ①に規定する機能の有無及び第2号から第6号までに掲げる事項の院内掲示による公表の有無
 - 二 改正後医療法第6条の3第1項に規定するかかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無
 - 三 医療従事者のうち厚生労働大臣が定めるものの有無
 - 四 厚生労働大臣が定める診療領域ごとの一次診療の対応の有無
 - 五 一次診療において対応することができる疾患等として厚生労働大臣が定めるもの
 - 六 医療に関する患者からの相談（継続的な医療を要する者への継続的な相談を含む。）に応じることができること
 - 七 医療従事者のうち厚生労働大臣が定めるものの人員数
 - 八 情報基盤として厚生労働大臣が定めるものを活用する体制の有無
 - 九 情報基盤として厚生労働大臣が定めるものを活用した服薬の一元的な管理の実施状況
- ③ 改正後医療法第30条の18の4第1項第2号に規定する機能
- 一 改正後医療法第30条の18の4第1項第2号イに規定する機能
通常の診療時間以外の時間に診療を行う機能（他の病院又は診療所と相互に連携して確保する場合を含む。）
 - 二 改正後医療法第30条の18の4第1項第2号ロに規定する機能
在宅患者の病状が急変した場合に入院させるための病床を確保し、地域における退院支援に関する取決めを行うとともに、地域における退院支援に関する取決め又は地域連携クリティカルパスへ参加し、また、入院中の患者について、退院後の在宅医療を担当する医師等との情報の共有、及び当該医師等による退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を行う機能
 - 三 改正後医療法第30条の18の4第1項第2号ハに規定する機能
在宅医療を提供する機能（他の病院又は診療所と相互に連携して確保する場合を含む。）
 - 四 改正後医療法第30条の18の4第1項第2号ニに規定する機能
介護サービスその他医療と密接に関連するサービスを提供する事業者と連携して医療を提供する機能
- ④ 改正後医療法第30条の18の4第1項第2号に規定する機能の有無及びその内容に関する事項として、次の一から四の事項を定める。
- 一 改正後医療法第30条の18の4第1項第2号イに規定する機能に関する事項
 - イ 通常の診療時間以外の時間に診療を行う体制の確保状況
 - ロ 通常の診療時間以外の対応に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況
 - 二 改正後医療法第30条の18の4第1項第2号ロに規定する機能に関する事項
 - イ 在宅患者の病状が急変した場合に入院させるための病床の確保状況
 - ロ 入院時の情報共有に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるもの

の算定状況

ハ 地域における退院ルール又は地域連携クリティカルパスへの参加状況

ニ 退院時の情報共有又は共同での指導に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況

ホ 特定機能病院、地域医療支援病院又は紹介受診重点医療機関から紹介状により紹介を受けた外来患者の数

三 改正後医療法第30条の18の4第1項第2号ハに規定する機能に関する事項

イ 在宅医療を提供する体制の確保状況

ロ 訪問診療、往診又は訪問看護に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況

ハ 訪問看護サービスの提供に際する指示に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況

ニ 在宅における看取りに係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況

四 改正後医療法第30条の18の4第1項第2号ニに規定する機能に関する事項

イ 介護サービスその他医療と密接に関連するサービスを提供する事業者と連携して医療を提供する体制の確保状況

ロ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第5項に規定する介護支援専門員その他の医療と密接に関連するサービスを提供する者への情報共有又は共同で指導を行った場合に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況

ハ 介護保険施設等における医療の提供状況及びこれに係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況

ニ 地域の介護事業者及び医療機関その他の関係者とのネットワークへの参加又はその活用の状況

ホ 患者が望む人生の最終段階における医療の提供等に係る適切な意思決定支援の実施状況

五 第1号イ、第2号イ又は第3号イに掲げる体制又は病床の確保を他の病院又は診療所と連携して行うときは、当該病院又は診療所の名称及びその連携の内容

⑤ 改正後医療法第30条の18の4第1項第3号に規定する、同項第2号の機能を確保するために行う相互の連携に関する事項

一 改正後医療法第30条の18の4第1項第2号イに掲げる機能を確保するために、当該かかりつけ医機能報告対象病院等が単独で体制を確保した上で行う、地域の患者に対する通常の診療時間以外の時間における外来医療の提供に係る複数の医療機関による交代での医療の提供又は休日夜間急患センターへの参加その他の通常の診療時間以外の時間に診療を行う体制を確保するための他の病院又は診療所との連携

二 改正後医療法第30条の18の4第1項第2号ロに掲げる機能を確保するために行う、在宅患者の病状が急変した場合に入院させるための病床を確保するための

他の病院又は診療所との連携

三 改正後医療法第30条の18の4第1項第2号ハに掲げる機能を確保するために、当該かかりつけ医機能報告対象病院等が単独で体制を確保した上で行う、在宅医療を提供する体制を確保するための他の病院又は診療所との連携

⑥ 改正後医療法第30条の18の4第1項第4号に規定する事項として、次の一から五の事項を定める。

一 健康診査の実施状況

二 予防接種の実施状況

三 学校医の業務、産業医の業務又は警察の活動への協力その他の地域活動の実施状況

四 大学の医学部において医学を専攻する学生若しくは医師法第16条の2第1項の臨床研修を受ける医師に対する教育又は医師の再教育その他の教育活動の実施状況

五 改正後医療法第30条の18の4第1項第1号又は第2号の機能を担う意向の有無（当該機能を有しない場合に限る。）

（5）かかりつけ医機能報告において都道府県知事が行う確認

○ 改正後医療法第30条の18の4第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める要件は、同条第1項第2号イからニまでに掲げる機能ごとに、（4）iv）の③各号に掲げる機能を有することとする。

○ かかりつけ医機能報告対象病院等のうち、改正後医療法第30条の18の4第1項第2号に規定する機能のいずれかを有すると報告したものについて、都道府県知事は、（4）iv）の④各号に掲げる事項を確認するものとする。

（6）かかりつけ医機能報告において都道府県知事の確認結果の公表

○ 改正後医療法第30条の18の4第2項に規定する確認の結果について、都道府県知事は、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

（7）かかりつけ医機能報告において都道府県知事の確認を受けた体制の変更の報告

○ 都道府県知事によるかかりつけ医機能報告の確認を受けた体制に変更が生じたことについては、（4）iii）の都道府県知事が定める方法により、速やかに都道府県知事に報告するものとする。

（8）かかりつけ医機能報告で報告された内容の公表

○ 都道府県知事は、かかりつけ医機能報告により報告を受けた内容を、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

（9）協議会において市町村の参加を求める協議事項

○ 改正後医療法第30条の18の5第3項に規定する都道府県が関係する市町村の参加

等を求める協議会の議題として、

- ・在宅医療
- ・介護サービスその他医療と密接に関連するサービスを提供する事業者との連携
- ・その他都道府県が関係する市町村の参加が必要であると認めるものを規定する。

【2】医療機能情報提供制度の情報提供項目の追加

- 改正後医療法第6条の3において、医療を受ける者が病院、診療所又は助産所の選択を適切に行うために必要な情報の提供に係る制度（以下「医療機能情報提供制度」という。）を規定している。
- 規則別表第1に掲げる医療機能情報提供制度における情報提供項目について、障害のある方が医療機関を探しやすくするため、新たに杖等利用者に対するサービス内容として厚生労働大臣が定めるものを規定する。
- また、かかりつけ医機能その他の病院等の機能についての十分な理解の下に病院等を適切に選択するためのものである旨が明確化されたことを踏まえ、かかりつけ医機能に関する事項（【1】（4）iv）に掲げる事項のうち、②、④及び⑥（第5号以外）を情報提供項目として追加する。

【3】その他所要の規定の整理

3 根拠条項

- 改正後医療法第6条の3第1項、第6条の4の2第1項、第16条の2第1項、第30条の3の2、第30条の4第12項、第30条の18の4第1項から第4項、第30条の18の4第7項により準用する第30条の13第4項及び第30条の18の5第3項
- 健康保険法（大正11年法律第70号）第70条第1項及び第72条第1項

4 施行期日等

- 公 布 日：令和7年3月31日
- 施行期日：令和7年4月1日

平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）等の一部を改正する告示について（概要）

厚生労働省医政局総務課

1 改正の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号。以下「改正法」という。）第8条による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）において、今後、慢性の疾患を含む複数の疾患を有し、医療と介護の複合ニーズを有することも多い高齢者の増加に対応するため、身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能（かかりつけ医機能）の確保を目的とする報告制度等の規定が整備され、令和7年4月1日から施行される。これに伴い、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）等の一部を改正し、所要の規定の整備を行うこととしている。

また、「医療機能情報提供制度・医療広告等に関する分科会」において、障害のある方に対するかかりつけ医機能の対応として、医療機能情報提供制度の情報提供項目の見直し内容が検討された。

これらを踏まえ、規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの（平成19年厚生労働省告示第53号。以下「告示」という。）等について所要の規定の整備を行う。

2 改正の概要

- 改正法の一部の施行に伴い、規則別表第1を改正し、同表第1第2の項第1号イ（15）（iii）が削られることから、同号に係る厚生労働大臣が定める身近な地域における日常的な医療の提供や健康管理に関する相談等を行う医療機関の機能を規定する告示第17条を削る。
- 告示に規定する医療機能情報提供制度における情報提供項目について、
 - ・ 障害のある方が医療機関を探しやすくするため、
 - ・ 予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づく定期の予防接種を網羅するための見直しを行う。
- その他所要の事項の改正を行う。

3 根拠条項

- 規則別表第 1
- 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項
- 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項

4 適用期日等

- 告 示 日：令和 7 年 3 月 31 日
- 適用期日：令和 7 年 4 月 1 日

医療法第三十条の十八の四第一項に規定するかかりつけ医機能報告対象病院等の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第八に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるものについて（概要）

厚生労働省医政局総務課

1 制定の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）第 8 条による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「改正後医療法」という。）において、今後、慢性の疾患を含む複数の疾患を有し、医療と介護の複合ニーズを有することも多い高齢者の増加に対応するため、身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能（かかりつけ医機能）の確保を目的とする報告制度等の規定が整備され、令和 7 年 4 月 1 日から施行される。

これに伴い、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）の一部を改正し、別表第八を新設した上で、かかりつけ医機能報告対象病院等の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項を定める見込みであるところ、同表において厚生労働大臣が定めることとされた診療領域、疾患、診療報酬項目等について、これらを定める告示を新たに制定するもの。

2 告示の概要

- 改正後医療法第 30 条の 18 の 4 第 1 項第 1 号に規定する機能に関する事項について、
 - ・ その有無を報告することとする厚生労働大臣が定める医療従事者は、総合診療専門医とする。

◎「かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に向けた議論の整理」（抄）p. 7

＜上記以外の報告事項＞

- ① 医師数、外来の看護師数、専門看護師・認定看護師・特定行為研修修了看護師数
- ② かかりつけ医機能に関する研修の修了者数、**総合診療専門医数**
- ③ 全国医療情報プラットフォームに参加・活用する体制※4の有無
 - ※4 オンライン資格確認を行う体制、オンライン資格確認等システムの活用により診療情報等を診察室等で閲覧・活用できる体制、電子処方箋により処方箋を発行できる体制、電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制
- ④ 全国医療情報プラットフォームの参加・活用状況、服薬の一元管理の実施状況

- ・ 対応の有無を報告する厚生労働大臣が定める診療領域は、皮膚・形成外科領域、神経・脳血管領域、精神科・神経科領域、眼領域、耳鼻咽喉領域、呼吸器領域、消化器系領域、肝・胆道・膵臓領域、循環器系領域、腎・泌尿器系領域、産科領域、婦人科領域、乳腺領域、内分泌・代謝・栄養領域、血液・免疫系領域、筋・骨格系及び外傷領域、小児領域とする。

◎「かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に向けた議論の整理」（抄）p. 6

③ 17 の診療領域※2 ことの一次診療の対応可能な有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること（一次診療を行うことができる疾患※3も報告する）

医療に関する患者からの相談に応じることができること（継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む）

- 改正医療法施行後5年を目途として、制度の施行状況等を踏まえ、一次診療・患者相談対応に関する報告事項について改めて検討する。

※2 皮膚・形成外科領域、神経・脳血管領域、精神科・神経科領域、眼領域、耳鼻咽喉領域、呼吸器領域、消化器系領域、肝・胆道・脾臓領域、循環器系領域、腎・泌尿器系領域、産科領域、婦人科領域、乳腺領域、内分泌・代謝・栄養領域、血液・免疫系領域、筋・骨格系及び外傷領域、小児領域

- 報告する一次診療において対応することができる疾患等として厚生労働大臣が定めるものは、貧血、糖尿病、脂質異常症、統合失調症、うつ病、神経症、睡眠障害、認知症、頭痛、脳梗塞、末梢神経障害、結膜炎・角膜炎・涙腺炎、白内障、緑内障、近視・遠視・老視、中耳炎・外耳炎、難聴高血圧症、狭心症、不整脈、心不全、喘息・慢性閉塞性肺疾患、かぜ・感冒、アレルギー性鼻炎、下痢・胃腸炎、便秘、慢性肝炎、皮膚疾患、関節症、骨粗鬆症、腰痛、頸腕症候群、外傷、骨折、前立腺肥大症、慢性腎臓病、更年期障害、乳房の疾患、正常妊娠・産褥の管理、がん、以外でかかりつけ医機能報告対象病院等の管理者が一次診療を行うことができる疾患等として報告することが適当であると判断するものとする。

◎「かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に向けた議論の整理」（抄）p. 6

（例）一次診療に関する報告できる疾患案（40疾患）

傷病名	推計外来患者数（千人）	主な診療領域
高血圧	590.1	9. 循環器系
疼痛症	417.5	16. 筋・骨格系及び外傷
関節症（関節リウマチ、脱臼）	299.4	16. 筋・骨格系及び外傷
かぜ・感冒	230.3	6. 呼吸器、17.小児
皮膚の疾患	221.6	1.皮膚・形成外科、17.小児
糖尿病	210	14. 内分泌・代謝・栄養
外傷	199.1	16. 筋・骨格系及び外傷、17.小児
脂質異常症	153.4	14. 内分泌・代謝・栄養
下痢・胃腸炎	124.9	7. 消化器系
慢性腎臓病	124.5	10. 腎・泌尿器系
がん	109.2	—
喘息・COPD	105.5	6. 呼吸器、17.小児
アレルギー性鼻炎	104.8	6. 呼吸器、17.小児
うつ（気分障害、躁うつ病）	91.4	3. 精神科・神経科
骨折	86.6	16. 筋・骨格系及び外傷
結膜炎・角膜炎・涙腺炎	65	4. 眼
白内障	64.4	4. 眼
緑内障	64.2	4. 眼
骨粗しょう症	62.9	16. 筋・骨格系及び外傷
不安・ストレス（神経症）	62.5	3. 精神科・神経科
認知症	59.2	2. 神経・脳血管
脳梗塞	51	2. 神経・脳血管

【上記例の設定の考え方】

- 一次診療に関する報告できる疾患は、患者調査による推計外来患者数が多い傷病を基に検討して設定する。
- 推計外来患者数が1.5万人以上の傷病を抽出。該当する傷病がない診療領域は最も推計外来患者数の多い傷病を追加。ICD-10中分類を参考に類似する傷病を統合。
- XXI 健康状態に影響を及ぼす要因及び保健サービスの利用、その他の大分類の疾患、歯科系疾患は除く。

傷病名	推計外来患者数（千人）	主な診療領域
統合失調症	50	3. 精神科・神経科
中耳炎・外耳炎	45.8	5. 耳鼻咽喉、17.小児
睡眠障害	41.9	3. 精神科・神経科
不整脈	41	9. 循環器系
近視・遠視・老眼	39.1	4. 眼、17.小児
前立腺肥大症	35.3	10. 腎・泌尿器系
狭心症	32.3	9. 循環器系
正常妊娠・産じょくの管理	27.9	11. 産科
心不全	24.0	9. 循環器系
便秘	24.2	7. 消化器系
頭痛（片頭痛）	19.9	2. 神経・脳血管
末梢神経障害	17.2	2. 神経・脳血管
難聴	17.1	5. 耳鼻咽喉
頸腕症候群	17	16. 筋・骨格系及び外傷
更年期障害	16.8	12. 婦人科
慢性肝炎（肝硬変、ウイルス性肝炎）	15.3	8. 肝・胆道・脾臓
貧血	12.3	15. 血液・免疫系
乳房の疾患	10.5	13. 乳腺

※ 一次診療を行うことができるその他の疾患を報告できる記載欄を設ける。

出典：厚生労働省令和2年「患者調査」全国推計外来患者数
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=0000322119848&fileKind=1>

- 人員数を報告することとする厚生労働大臣が定める医療従事者は、医師並びに外来医療を担う看護師、在宅医療を担う看護師及び専門看護師・認定看護師・特定行為研修修了看護師とする。

◎「かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に向けた議論の整理」（抄）p. 7

＜上記以外の報告事項＞

- ① 医師数、外来の看護師数、専門看護師・認定看護師・特定行為研修修了看護師数
- ② かかりつけ医機能に関する研修の修了者数、総合診療専門医数
- ③ 全国医療情報プラットフォームに参加・活用する体制※4の有無
※4 オンライン資格確認を行う体制、オンライン資格確認等システムの活用により診療情報等を診察室等で閲覧・活用できる体制、電子処方箋により処方箋を発行できる体制、電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制
- ④ 全国医療情報プラットフォームの参加・活用状況、服薬の一元管理の実施状況

- ・ 厚生労働大臣が定める情報基盤に参加し、又は活用する体制の有無、当該基盤を活用した服薬の一元的な管理の実施状況を報告することについて、当該基盤として全国医療情報プラットフォームを規定する。

◎「かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に向けた議論の整理」（抄）p. 7

＜上記以外の報告事項＞

- ① 医師数、外来の看護師数、専門看護師・認定看護師・特定行為研修修了看護師数
- ② かかりつけ医機能に関する研修の修了者数、総合診療専門医数
- ③ 全国医療情報プラットフォームに参加・活用する体制※4の有無
※4 オンライン資格確認を行う体制、オンライン資格確認等システムの活用により診療情報等を診察室等で閲覧・活用できる体制、電子処方箋により処方箋を発行できる体制、電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制
- ④ 全国医療情報プラットフォームの参加・活用状況、服薬の一元管理の実施状況

- 改正後医療法第30条の18の4第1項第2号イに規定する機能に関する事項について
 - ・ 時間外への対応に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものは、時間外対応加算、時間外加算又は時間外特例医療機関加算、深夜加算、休日加算数及び夜間・早朝等加算の算定回数とする。
- 改正後医療法第30条の18の4第1項第2号ロに規定する機能に関する事項について
 - ・ 入院時の情報共有に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものは、入院支援加算とする。
 - ・ 退院時の情報共有又は共同での指導に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものは、開放型病院共同指導料（Ⅰ・Ⅱ）、退院時共同指導料1・2、地域連携診療計画加算及び介護支援等連携指導料とする。
- 改正後医療法第30条の18の4第1項第2号ハに規定する機能に関する事項について
 - ・ 訪問診療に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものは、在宅患者訪問診療料（Ⅰ）1・2、乳幼児加算、在宅患者訪問診療料（Ⅱ）及び在宅時医学総合管理料とする。
 - ・ 往診に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものは、往診料、夜間、深夜、休日及び緊急往診加算及び往診時医療情報連携加算（往診料）とする。
 - ・ 訪問看護に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものは、在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料及び精神科訪問看護・指導料（Ⅰ・Ⅲ）とする。

- ・ 訪問看護サービスの提供に際する指示に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものは、訪問看護指示料とする。
 - ・ 在宅における看取りに係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものは、看取り加算又は在宅ターミナルケア加算とする。
- 改正後医療法第 30 条の 18 の 4 第 1 項第 2 号ニに規定する機能に関する事項について
- ・ 介護支援専門員等への情報共有又は共同で指導を行った場合に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものは、在宅患者緊急時等カンファレンス料とする。
 - ・ 介護保険施設における医療の提供状況に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものは、介護保険施設等連携往診加算（往診料）、協力対象施設入所者入院加算、緊急時施設治療管理料及び施設入居時等医学総合管理料とする。

| | |--------| | 3 根拠条項 | |--------|

- 規則別表第 8

| | |---------| | 4 適用期日等 | |---------|

- 告 示 日：令和 7 年 3 月 31 日
- 適用期日：令和 7 年 4 月 1 日